

美しき 我がまちのため 今日明日も
アドプト参加団体を
募集します

「アドプト」とは、道路・公園・河川敷などの公共施設や公共空間を地域住民の団体や企業等が行政と協働で維持管理を行うことをいいます。

地域住民相互の連帯感を強めるきっかけづくりとなり、また地域コミュニティの活性化につながります。さらに、表示板を設置することで「ゴミを捨てない」「街を汚さない」など美化意識の向上や活動団体のPRにもなります。

今回は、新たにアドプトに参加する団体を募集します。
〔問い合わせ〕 市民協働課および担当課

募 集 場 所

■ ぽかぽか広場（東和泉3丁目13番地先）
〔募集団体数〕 1 団体
〔活動内容〕 除草、植木のせん定等
〔担当課〕 管理課

■ 西河原公園・児童遊園等
〔募集団体数〕 2 団体
〔活動内容〕 花壇づくり、管理
〔担当課〕 環境改善課

■ 地域・地区センター
〔募集団体数〕 1 団体
〔活動内容〕 除草、植木のせん定、植栽の実施等
〔担当課〕 市民協働課

※このほか、希望する場所があればご相談ください。

対 象

3人以上で構成される団体および企業など

活 動 支 援

▽消耗品程度の物品の貸与または支給
▽ごみの回収
▽ボランティア保険の加入
▽表示板の設置（活動団体名入りの看板）
▽その他活動に必要なこと

応 募 方 法

1月31日(火)までに、申出書を希望する活動場所の担当課に提出してください（期間が過ぎてもご相談ください）。
※重複して応募があった場合は、担当課で調整させていただきます。

写真は、弁天池通り周辺を清掃していただいている弁天通り清掃会の方です。駅前から続く美しい並木の散策路を維持していくために、ぜひ若い人にも一緒に参加してほしいと話していました。

■アドプト制度活動状況 (平成17年12月現在)			
活動団体	活動場所	活動内容	担当課
野川とハケの森の会	谷戸橋地区センター（かわせみ館）	生け垣せん定・除草・芝刈り清掃・不法投棄物回収等	市民協働課
弁天通り清掃会	駅前広場入り口から泉龍寺弁財天池までと4・5番地通り	散乱ごみの回収・除草・情報連絡等	環境改善課
宮前清掃会	中和泉樹林地周辺	散乱ごみの回収・除草・簡単な樹木の枝下ろし等	
狛江団地自治会	藤塚第1・2・3・4児童公園	散乱ごみの回収・除草・情報連絡等	
ひまわり	五本松周辺の河川敷および多摩川モニュメント	散乱ごみの回収・除草・情報連絡等	
第3長寿会	小足立児童グラウンド	散乱ごみの回収・除草・情報連絡等	
狛江市シルバー人材センター	供養塚児童公園	散乱ごみの回収・除草・情報連絡等	学校教育課
狛江市少年野球連盟	西和泉グラウンド（旧第四小学校）	清掃・除草等	

100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。

まもなく税の申告時期です

平成 18 年度市民税・都民税の改正により
65 歳以上の方にかかわる税制が大きく変わります

平成 18 年度市民税・都民税申告と、平成 17 年分所得税の確定申告の受け付けが 2 月 16 日(木)から始まります。

3 月 15 日(水)が受け付けの最終日となりますが、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、お早めに申告いただきますよう準備をお願いします。

また、平成 16・17 年度の地方税法改正により、平成 18 年度からの市民税・都民税が大幅に変更になりますのでご注意ください。

〔問い合わせ〕市民税・都民税は課税課。所得税は武蔵府中税務署 042（362）4711

市民税・都民税の確定申告

申告期間

2 月 16 日(木)から 3 月 15 日(水)まで(土・日曜日を除く)。

2 月 26 日(日)・3 月 12 日(日)は、平日に来庁できない方のために、申告の受け付けを行いますのでご利用ください(午前 9 時から午後 3 時まで)。

提出先

〔市民税・都民税申告書〕課税課

〔所得税確定申告書〕武蔵府中税務署

計算・記入済みの確定申告書は、申告期間中、課税課でも提出できます。

税務署職員による確定申告書作成

確定申告書の作成について

■税務署職員による確定申告書作成日程表

日 程	時 間	会 場	定 員
1月25日(水)	午前 9 時 30 分 ～ 正午	中央公民館	270人
1月26日(木)			230人
1月27日(金)	午後 1 時 ～ 4 時		230人
1月30日(月)			250人

ご自身で確定申告書を作成していただきます。
職員は作成方法のアドバイスを行います。
武蔵府中税務署は、2 月 19 日(日)・26 日(日)も開庁します。

■公的年金等の所得計算表(65 歳以上の方)改正前

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等所得額
140 万円未満	0 円
140 万円以上 260 万円未満	(A) × 100% - 140 万円
260 万円以上 460 万円未満	(A) × 75% - 75 万円
460 万円以上 820 万円未満	(A) × 85% - 121 万円
820 万円以上	(A) × 95% - 203 万円



改正後	公的年金等所得額
公的年金等の収入金額(B)	
120 万円未満	0 円
120 万円以上 330 万円未満	(B) × 100% - 120 万円
330 万円以上 410 万円未満	(B) × 75% - 37 万 5,000 円
410 万円以上 770 万円未満	(B) × 85% - 78 万 5,000 円
770 万円以上	(B) × 95% - 155 万 5,000 円

65 歳未満の方の計算式は変わりません。

平成 18 年度 市民税・都民税の改正点

年齢にかかわらず負担を分かち合うという視点から、65 歳以上の方の優遇税制が一部廃止されるなど、高齢者に対する税制が大きく変わりました。

65 歳以上で年金収入のみの単身の方は、これまで年金収入で 266 万円以下のとき、市民税・都民税は非課税とされていましたが、平成 18 年度分からは、左下表のとおり、年金収入で 15 万円を超えると、市民税・都民税が課税となる場合があります。

そのため、新たに市民税・都民税の申告または確定申告の必要が出てきます。
申告期間に、控除等の申告漏れがないよう適切に申告をお願いします。

高齢者控除の廃止

65 歳以上で合計所得 1,000 万円以下の方に適用されている「高齢者控除(市民税・都民税 48 万円)が廃止されました。この廃止に伴い、高齢者控除との重複控除が認められなくなった「寡婦(夫)控除に該当する方は、申告することにより適用が可能となります。

公的年金等の計算式の変更(65 歳以上の方)

65 歳以上の方について、公的年金等収入から所得を算出する際の計算式が左表のように改正されました。
なお、65 歳未満の方については現行どおりです。

高齢者非課税措置の廃止

65 歳以上で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方に適用されていた「高齢者非課税措置」が廃止されました。ただし、経過措置として、昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方で合計所得が 125 万円以下の方は、市民税・都民税の均等割額と所得割額が平成 18 年度は算出税額の 3 分の 2 を減額(3 分の 1 が課税)、19 年度は算出税額の 3 分の 1 を減額(3 分の 2 が課税)、20 年度は減額なし(全額課税)となります。

65 歳以上の方でも、寡婦(夫)控除がいない者に該当する方は、合計所得金額 125 万円以下であれば、今までどおり非課税となります。また、その他の非課税要件は今までどおり適用されます。

定率減税の縮小

平成 11 年度から実施されていた「市民税・都民税所得割の定率減税が見直しされました。これまで所得割の 15%(4 万

円が限度)を減税していましたが、平成 18 年度は所得割の 7・5%(2 万円が限度)に半減されます。

均等割の納税義務を負う夫と同一生計で一定の所得がある妻は、平成 16 年度まで均等割が非課税、平成 17 年度は経過措置として 2 分の 1 としていましたが、平成 18 年度から非課税措置は完全に廃止されます。

国民年金保険料の申告方法が変わります

今回から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付または提示が義務付けられました。

このため、平成 17 年分の国民年金保険料を平成 17 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までに納付した方には、10 月 1 日に「控除証明書」を発行しました。また、10 月 1 日から 12 月 31 日までに納付した方に対しては、平成 18 年度は所得割の 7・5%(2 万円が限度)に半減されます。

妻の均等割非課税措置の完全廃止

■改正に伴う 65 歳以上の方の市民税・都民税負担額の目安

65 歳以上で配偶者を扶養していない方			65 歳以上で配偶者を扶養している方		
公的年金収入	平成 17 年度	平成 18 年度	公的年金収入	平成 17 年度	平成 18 年度
0~155 万円	0 円	0 円	0~212 万円	0 円	0 円
160 万円	0 円	* 2,300 円			
170 万円	0 円	* 3,800 円			
180 万円	0 円	* 5,400 円			
190 万円	0 円	* 6,900 円			
200 万円	0 円	* 8,400 円			
210 万円	0 円	* 10,000 円	220 万円以上	0 円	0 円
220 万円	0 円	* 11,600 円			
230 万円	0 円	* 13,100 円			
240 万円	0 円	* 14,600 円			
250 万円	0 円	48,800 円			
260 万円	0 円	53,400 円			
270 万円	23,700 円	58,100 円			
280 万円	26,900 円	62,700 円			
290 万円	30,000 円	67,300 円			
300 万円	33,300 円	71,900 円			
310 万円	36,400 円	76,600 円			
320 万円	39,700 円	81,200 円			
330 万円	42,800 円	85,800 円			
340 万円	46,000 円	89,200 円			
350 万円	49,200 円	92,800 円			

「*」印の部分は税額の 3 分の 2 を減額しています(昭和 15 年 1 月 2 日以前生まれの方対象)。

基礎控除、配偶者控除、高齢者控除(平成 17 年度のみ適用)だけで計算していますので、他に控除するものがある場合は、税額が少なくなる場合があります。また公的年金以外の収入がある場合は、税額が変わります。

指定管理者制度の活用に向けて

■指定管理者制度とは

これまで、市が設置する公の施設の管理運営は、市による直営か公共的団体等への委託に限られていました。しかし、平成 15 年に地方自治法が改正され、市が指定した民間事業者などに、その管理運営を任せることができるようになりました。これが指定管理者制度です。

公の施設の管理運営方法の新たな選択肢が増え、施設によっては利用者へのサービス向上や経費の削減などの効果が期待できるようになりました。

指定管理者制度の主な特徴は、個人を指定管理者として指定することはできませんが、一定の団体であれば法人格が必ずしも必要でないということと、導入効果を高めるために期間を定め、行つとされており、複数年の管理運営を任せることが可能であることです。

一定の歯止めとして、指定管理者の指定には期間を含め、市議会の議決が必要であり、施設の開館時間や使用料金などの管理運営に関する基本的な事柄は、これまでどおり条例などで定めることになっています。

■公の施設とは

市民の皆さんの福祉を増進する目的で、その利用に供するために市が設ける施設をいいます。例えば、地域センターやあいとぴあセンター、児童館、保育園、体育館などです。市庁舎などは、

活用に向けて

市民の皆さんが直接利用することが目的ではないので、公の施設に該当しません。学校など管理者が他の法律で限定されている施設については、公の施設であつても指定管理者の導入はできないことになっています。

■市の取り組み

指定管理者制度の導入が円滑に行われるように、共通のルールとして指定管理者の指定に関する基本的な手続きなどを定める条例等の整備を行いました。

また、公の施設の今後の管理運営について指定管理者の導入の是非を含めて、内部検討を進めています。今年度中にその結果を市民の皆さんに公表することになっています。

なお、公表に先駆け、和泉児童館と岩戸児童センターは、指定管理者の選定を行い、市議会において指定管理者の指定の議決をいただきました。指定管理者との協定の締結など、4 月からの指定管理者による管理運営に向けて準備を進めています。



岩戸児童センター

（問い合わせ）企画経営室

障がい者福祉サービスが

変わります

障害者自立支援法が平成 18 年 4 月（一部 10 月）から施行されることにより、障がい者福祉サービスおよび公費負担医療が変わりますので、その概要をお知らせします。

（問い合わせ）社会福祉課

概

要

障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず共通のサービスを一元的に提供します。

新たに一般就労への移行を目的とした就労支援事業を創設するとともに、雇用施策との連携を強化します。

規制緩和を進め、既存の社会資源の活用を図ります。

客観的な尺度（障害程度区分）を導入するとともに審査会を設置し、支給決定プロセスを透明化します。

食費や光熱水費が実費負担となります。さらに、サービス量と所得に応じた定率負担（利用者が原則 1 割負担）を導入します。

なお、利用者負担に係る配慮措置として、所得に応じた上限額を設定するとともに、低所得の施設入所者等に対する個別減免や、通所施設利用者等の食費・光熱水費などの実費負担の軽減措置を設けています。

精神障がい者医療・更生医療・育成医療を自立支援医療として

統合し、利用者負担等の仕組みを共通化します。

開始時期

利用料等の負担および自立支援医療については 4 月 1 日から、新体系サービスについては 10 月から開始します。

また、施設サービス等については、10 月から 5 年間でかけて新体系に移行します。

新たなサービス体系

①介護給付

ホームヘルプ（居宅介護）・重度訪問介護・行動援護・療養介護・生活介護・児童デイサービス・短期入所ショートステイ・重度障害者等包括支援・共生生活介護（ケアホーム）・施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア）を行います。

②訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援 共同生活介護グループホーム）を行います。

③補装具

身体障がい者（児）の身体機能を補完・代替し、日常生活の利便性を高めるため補装具費を支給します。

④地域生活支援事業
相談支援・コミュニケーション支援および日常生活用具の給付・移動支援・地域活動支援等を行います。

⑤自立支援医療
精神障がい者医療・更生医療・育成医療を統合します。

手続

障害者自立支援法に基づくサービスを利用する方は 3 月 31 日までに社会福祉課（福祉総合相談窓口）で申請が必要になります。

なお、自立支援医療（旧精神障がい者医療）については、1 月下旬ころから個別に申請のご案内等を送付します。

説明会

詳細について、グループ・団体ごと（20 人程度）に説明会を開催しますのでお申し込みください。なお、日時については調整のうえ、ご連絡します。

（申し込み）はがきに団体名・参加人数・連絡先をご記入のうえ、社会福祉課へ。



- その 144 -

戦後の学校と文化活動

戦災校舎の復興は昭和 21 年 7 月以来、4 度に分けて行われたが、やっとできた校舎は村民の宝であった。だから文化会の諸行事、村民大会、地方事務所主催の学校衛生講習会、映画技術講習会、狛江青年団主催の笹森国務大臣新憲法講演会、農産品評会、狛江村遺族会、村主催の赤十字講演会、狛江中学校学芸会、選挙投票所などいろいろなことを使っている。

新憲法講演会というのは昭和 22 年 10 月 27 日に行われたもので、青年団が主催し、小学校の一室に新憲法についてのたくさんの方針を展示して、その制定の要職にあった笹森国務大臣を呼んだの盛大なものであった。

校庭もまた、湘南工場、国際電気、狛江青年団、青年学校合同体育会、東京繊維工場、人形劇、平和祭、府中消防署主催防火映画、村主催の自転車検査、リヤカー検査、消防出初式などで盛んに使われていた。特に戦後は野球が盛んだったこともあって、大人も子供も野球のために校庭を使用している。

かくして戦後の狛江文化の原点は狛江小学校の復興校舎であった。

GHO は日本民主化政策の一環として文化活動にも重点を置

いていた。だからアメリカからナトコ 16 ミリ映写機とフィルムを持ってきて自治体に貸与し、映画会を奨励していた。その内容はアメリカの文化活動や家庭生活などであったが、当時は娯楽に乏しかったこともあって、各地で盛んに上映されている。狛江村でもやっと復興したばかりの小学校を会場に、青年団や婦人会などを中心に盛んに利用していた。

映写技師も村の若者達だから、そのための講習会が各地で開かれて、免許を取得してきた。しかし困ったのは停電である。発電能力の低下と燃料不足による電熱器の使用で停電が多かったため、GHO から、映写中は会場及びその付近の電熱器はなるべく使用を禁ずる」という通知が村役場にも届いている。

スクエアダンスといつて、8 人 1 組で踊るアメリカのフォークダンスをいち早く取り入れ、若い男女が手を取り合っ

て踊ったのも間もない頃である。それまで男女が手を繋ぐことのなかった青年達にとつて、新しい時代の訪れを感じる新鮮な楽しみだった。

戦争で中止していた盆踊りも復活して夏の夜を賑わわせた。そして平和の訪れを噛み締めながら青年たちは仮装した姿で踊りまわった。

当時大勢の村人が集まる場所は小学校か寺院しかなかったこともあって、村の中心にある学校はいつも行事のために使われていた。

井上 孝

（狛江市文化財専門委員）

行政けいじばん

市税・介護保険料の納付 および相談窓口

日曜窓口

〔日時〕 1月29日(日)午前8時30分から午後5時まで

夜間窓口

〔日時〕 1月19日(木)・26日(木)午後8時まで

〔会場〕 収納課

なお、平成17年度市民税・都民税(第4期分)、国民健康保険税(第7期分)、介護保険料(第7期分)は、1月31日(火)までに納めてください。

納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

■差し押さえを行う場合があります

催告書または差押事前通知を送付しても、納税交渉に応じない場合や、納税意思のない場合は、地方税法に基づいて、差し押さえを行う場合があります。

処分の内容は、銀行預金、郵便貯金、給与、不動産、生命保険等を対象に行います。

〔問い合わせ〕 収納課

「法律相談」外国人相談 合同無料相談会を開催します

〔日時〕 2月4日(土)午前10時から正午まで(受け付けは午前9時30分から11時30分まで)

〔会場〕 エコルマホール展示・多目的室

外国人の方でも、中国語、英語、ハンガルの通訳者がお手伝いしますので、お気軽にご利用

ください。

〔問い合わせ〕 産業生活課

商店宅配事業をご利用ください

市内の商店が電話などで注文を受け、少量から無料で配達を行う商店宅配事業を実施しています。

利用条件等を記載した名簿を産業生活課および商工会で配布しています。

〔問い合わせ〕 産業生活課または泊江市商工会 ☎ (3 4 8 9) 0 1 7 8

調布都市計画道路3・4・23号(市道34号線)の事業説明会

今年度から事業着手している3・4・18号線の慈恵第三病院付近の道路事業に併せて、交差する都市計画道路の泊江通りから上和泉地域センターまでの区間の事業化を検討しています。これに伴い関係する市民の方に事業説明会を開催いたします。

〔日時〕 1月26日(木)午後7時30分から

〔会場〕 上和泉地域センター

〔問い合わせ〕 計画課

「都市計画公園・緑地の整備方針(案)」への意見・提言募集

都市計画公園・緑地の整備を計画的・効率的に推進するため、都区市町が共同で整備方針の策定作業を進めています。

「整備方針(案)」は、先に公

表した「中間のまとめ」に対する意見等を参考に、今後、優先的に整備に着手する予定の公園・緑地などを掲載しています。

「整備方針(案)」の内容は、計画課窓口または都ホームページなどでご覧いただけます。ご意見・提言はEメール、FAX、郵便等または東京都都市整備局ホームページによりお寄せください。

〔意見等送り先・問い合わせ〕 1月31日(火)までに〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局公園緑地計画担当 ☎ (5 3 8 8) 3 2 6 4、☎ (5 3 8 8) 1 3 5 4、ホームページ <http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/>、Eメール SO000180@section.metro.tokyo.jp。

20歳前の傷病による障害基礎年金

20歳に達する前に、初めて医師の診療を受けた日(初診日)があり、その病気やけがにより、20歳到達時で一定程度の障害状態の場合は、請求により障害基礎年金が受けられます。

また、20歳に達する前に初診日があり、20歳に達した日から65歳に達する日の前日までに一定の障害状態に至った場合は、その障害状態に至った日から請求により、障害基礎年金を受けられます。

ただし、20歳前の傷病による障害基礎年金は国民年金保険料の納付が必要なく、国庫負担などで賄われているため、本人の所得制限(扶養親族等の人数に応じて異なります)が設けられ

ています。

さらに、そのほかの年金を受けることができる時や日本国内に住所を有しないときには、支給停止となります。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎ 042(361)1011

国民年金第3号被保険者の届け出忘れはありませんか

国民年金第3号被保険者の届け出を忘れたことにより、国民年金保険料を未納とされていた期間について、新たに届け出をすることにより、保険料納付済期間となる特例の措置がとられています。

届け出を忘れていた国民年金第3号被保険者の期間が保険料納付済期間に算入されることで、年金受給資格期間や老齢基礎年金額が増額されます。

過去に届け出漏れがある方は、忘れずに届け出をしてください。また、すでに年金を受給している方は、届け出があった日の翌月分の年金額から反映されますので、お早めに届け出をしてください。

〔問い合わせ〕 府中社会保険事務所 ☎ 042(361)1011

電話からでも年金の各種証明書等の交付(再交付)申請ができます

今まで年金を受給している方などからの各種証明書等の交付(再交付)申請については、郵送または窓口で受け付けを行っていましたが、平成17年10月31

日から、電話からでも申請ができるようになりました。

■対象となる証明書等

準確定申告用源泉徴収票 裁定通知書・支給額変更通知書・発行からおおむね3カ月以内の通知書 給付証明書 年別内訳書 返納金納付書 改定通知書 源泉徴収票 振込通知書

■申請者の範囲

①本人②配偶者(本人の申請が困難な場合)③未支給請求者

②は本人宛、③は未支給請求者宛に郵送します。

なお、電話による申請では、申請者の確認のために、基礎年金番号、年金コード、申請者の氏名、生年月日、住所、支払機関名などをお尋ねしますので、あらかじめ年金証書などをご用意ください。

〔問い合わせ〕 ねんきんダイヤル ☎ 0570(07)1165 または府中社会保険事務所 ☎ 042(361)1011

審議会等の公開

【泊江市社会教育委員の会議】

〔日時〕 1月19日(木)午後6時30分から

〔会場〕 503会議室

〔問い合わせ〕 社会教育課

【泊江市介護保険推進市民協議会】

〔日時〕 1月17日(火)午後6時30分から

〔会場〕 4階特別会議室

〔問い合わせ〕 高齢福祉課

市営高齢者住宅

(シルバーピアいわど)入居者募集

〔所在地〕 岩戸北3-3-7
〔募集戸数〕 単身者用1戸
〔入居待機者の登録〕 3人
次に空室が発生した場合に、待機者から順番に、入居あつ旋していきます。有効期間は入居待機者として決定された日から原則として1年です。
〔申込書配布〕 1月23日(月)から31日(火)まで(土・日曜日を除く)産業生活課で配布
〔申込方法〕 23日(月)から2月3日(金)まで(土・日曜日を除く)に本人が直接産業生活課まで申請してください。
〔申込資格〕 2月3日現在で、満65歳以上の一人暮らしの方(現に同居している親族がいない方) 2月3日現在で、市内に引き続き3年以上居住している方 独立して日常生活を営める方 持ち家に居住していない方 現に住宅に困窮していることが明らかである方 連帯保証人がいる方 平成16年中の所得金額が321万6,000円以内である方 共同住宅のため、居住ルールを厳守できる方 2月上旬に予定している都営住宅募集についても、条件を満たす方は、両方にお申し込みいただけます。
〔問い合わせ〕 産業生活課

若年者の方への就職活動情報

■就職活動セミナー

〔日時〕 2月23日(木)午後2時から4時30分まで(午後1時30分開場)

〔会場〕 エコルマホール展示・多目的室

〔テーマ〕 自分の売り込み方、教えます 就職活動始め

〔講師〕 宮腰育幸さん(東京しごとセンター就職アドバイザー)

〔対象〕 おおむね30歳未満の方
〔定員〕 先着



20人
〔申し込み・問い合わせ〕 2月22日(水)までに産業生活課へ。
■第8回「就職フェア」
〔日時〕 1月25日(水)から27日(金)までの午後1時から4時まで(受け付けは午後零時30分から)
〔会場〕 六本木ジョブパーク
〔対象〕 平成18年3月大学院・大学・短大・高等専修学校卒業予定者およびおおむね30歳未満の同学歴の既卒者
〔問い合わせ〕 学生職業総合支援センター ☎ (3 5 8 9) 8 6 0 9

健康と衛生

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕2月6日(月)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター(対象)平成16年7月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ 対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

■3歳児健康診査

〔日時〕2月9日(木)受付時間は午後1時～1時30分(会場)あいとびあセンター(対象)平成15年1月生まれの幼児(持ち物)母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証 対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

予防接種

Health

■BCG接種

〔日時〕2月14日(火)受付時間は午前10時～10時30分(会場)あいとびあセンター(対象)生後

教室

Health

■育児学級

5・6か月児の赤ちゃんの保育と離乳食(初期)について勉強します。受講中は赤ちゃんをお預かりします。

〔日時〕2月2日(木)受付時間は午後1時～1時20分(3時30分終了予定)(会場)あいとびあセンター(持ち物)母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など

〔申し込み・問い合わせ〕健康課(3488)1181へ。

■マタニティ講演会

〔日時〕2月12日(日)午前10時～正午(会場)あいとびあセンター(対象)妊娠中の方(パートナーの方も可)(定員)40組(内容)妊娠中のことからだにすることなど(講師)佐味光子さん(カウンセラー) 保育あり(定員は12人)

〔申し込み・問い合わせ〕1月16日(月)から健康課(3488)

1181へ。

■健康教室「高脂血症」

コレステロールや中性脂肪等血液中の脂肪が多い状態を高脂血症といいます。放置すると動脈硬化が進み、さまざまな生活習慣病を招くようになります。

〔日程・内容〕別表(会場)あいとびあセンター(定員)30人

日 時	内 容	講 師
2月1日(水) 午前10時～11時30分	高脂血症～講演会～	片山隆司さん(狛江市医師会)
2月10日(金) 午前10時～11時30分	運動とまとめ	運動指導士
2月13日(月) 午前10時～11時30分	食事の話	管理栄養士

〔申し込み・問い合わせ〕健康課(3488)1181へ。

■ぼっかぽか広場

家にこもりがちなお母さんと赤ちゃん、時には外に出て、歌や手遊び・おしゃべりなどを通して仲間づくりや子育てに関する情報交換を行いませんか。

〔日時〕1月24日(火)・2月28日(火)・3月14日(火)午前10時～正午(会場)あいとびあセンター(対象)1歳までの赤ちゃんとお母さん(持ち物)バスタオル・母子健康手帳(定員)25組

〔申し込み・問い合わせ〕1月16日(月)から健康課(3488)1181へ。

■普通救命講座/AEDの利用方法を学んでみませんか。

〔日時〕1月26日(木)・2月16日

健康相談

Health

■育児相談

育児に関する悩みや相談、お母さん自身の心や体のことなど気軽に相談ください。保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が相談に応じます(お子さんの身長、体重も測れます)。

〔日時〕1月25日(水)午前9時30分～11時30分(会場)あいとびあセンター(持ち物)母子健康手帳

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

■出張相談

自分や家族の健康・食事・子育てのこと等を保健師・管理栄養士等が相談に応じます。

〔日時〕2月3日(金)午後2時～4時(会場)野川地域センター(問い合わせ)健康課(3488)1181

インフルの予防

のエンタメ

▽なるべく人混みを避けましょう。
▽外出時のマスクの利用、帰宅時のうがい・手洗いを忘れずに。
などの予防策をもう一度確認しましょう。

小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕月・火・木・金曜日(当院の休診日は除く)
〔受付時間〕午後7時～9時30分
〔対象〕15歳以下の急病のお子さん
事前に電話してから受診
○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日夜間診療室」
(3488)2061

休日診療

〔診療日〕15日・22日・29日
〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
〔会場〕あいとびあセンター
○休日応急診療所
(3488)9121
○休日歯科応急診療所
(3488)9171
○休日診療薬局
(3488)1519

24時間
医療機関案内

○狛江消防署
(3480)0119
○ひまわり
(5272)0303
インターネット:
http://www.himawari.net
ro.tokyo.jp/



ごみ有料化に向けて (みんなで目指そうごみ減量)

第8回 ペットボトルは底で確認

市では、資源としてペットボトルを収集しています。見分け方は、ボトルに表示されているリサイクルマークを参考にしてください。また、ボトルの底を見てわかります。これらを確認して出してください。

そのほかのプラスチックボトルなどがペットボトルに混ざってしまうと、再生することができなくなります。ご家庭での分別をお願いします。

ペットボトルの見分け方



(識別表示マーク)



底の中心が丸くへこんでいるものは再生します。



底の中央に線が入っているものは可燃ごみです。

卵のパックなどペットボトル以外にも、リサイクルマークが付いている製品がありますが、これらは分別

〔問い合わせ〕清掃課

第6回 開発等事業編

狛江市まちづくり条例にはまちづくりのルールを提案する制度がありますが、現実にはルールができる前に大きな事業等が進んでしまう場合があります。

そのため、一定規模以上の開発等に対し、市民・事業者・市が合意形成をはかってから協定を結ぶ手続きを整備しました。

事業者には標識板設置、説明会実施を義務付け、その後、市と事業者の協議が開始します。その間、2週間たれでも申請図面等を見ることが

できる期間(縦覧期間)を設け、近隣住民および市民等意見がある方は事業意見書を提出できます。

〔問い合わせ〕計画課

インフォメーション

ご案内

催し

■心身障がい学級連合展覧会

小・中学校の心身障がい学級の子どもたちや調布養護学校・府中養護学校・久我山盲学校に通っている市内在住の子どもたちの学習の成果をご覧ください。
【期間】1月23日(月)～2月3日(金) (土・日曜日を除く。2月3日(金)は午前中のみ) (会場)市役所2階フロアー
【問い合わせ】指導室

セミナー

■子育て支援講座「中学生の居場所について、みんなで一緒に考えてみませんか」

【日時】1月28日(土)午後2時～4時(会場)エコルマホール展示・多目的室(内容)パネルディスカッション(パネラー)中学校校長・PTA会長・地域センター運営協議会役員および事務局長など(定員)100人
(申し込み・問い合わせ)市民協働課へ。

■お豆腐づくりを体験してみませんか

【日時】2月12日(日)午前10時～

午後2時(会場)西河原公民館
【対象】市内在住の小学校3～6年生(定員)先着20人(持ち物)タオル・エプロン・三角巾(参加費)800円(昼食・飲み物・材料費(内容)混ぜ)

はんのおにぎりをつくって、できたての手づくり豆腐と一緒に食べます。ザル豆腐のお土産もあります。
(申し込み・問い合わせ)1月16日(月)から23日(月)までに社会教育課へ。



■講演会「思春期・青年期のこころ」ひきこもり・不登校の理解と対応
【日時】2月6日(月)午後2時～4時30分(会場)あいとびあせンター(講師)倉本英彦さん(北の丸クリニック)
(問い合わせ)社会福祉課

■折り紙教室「おひな様」を作ります
【日時】2月9日(木)午前10時～正午(対象)成人(定員)先着20人(費用)450円(材料費)(講師)磯久子さん(折り紙講師)

(申し込み・問い合わせ)南部地域センター ☎(3489) 2150へ。

■なべ料理と野菜を使った簡単なおつまみ(男の料理教室)

【日時】2月4日(土)午前10時～

午後1時(定員)先着15人(対象)成人男性(参加費)900円(材料費)(持ち物)エプロン・三角巾・タオル(講師)小林秀子さん(料理研究家)
(申し込み・問い合わせ)南部地域センター ☎(3489) 2150へ。

お知らせ

■ダンボールによる生ごみ堆肥化相談会
【日時】1月27日(金)午前10時～11時(会場)狛江市ビン・缶リサイクルセンター
(問い合わせ)清掃課

■狛江市ファミリー・サポート・センター事業説明会
【日時】1月20日(金)午後7時～8時30分(会場)和泉児童館(内容)子育ての手伝いをお願いしたい方と子育ての手伝いができる方が会員になり、相互に助け合う有償のボランティア活動の説明会です。利用会員(援助を受けた方)はサポート会員(援助をした方)にお子さん1人当たり1時間につき700円(曜日、時間によつては800円)の謝礼金を支払います。サポート会員希望者は説明会と講習(2日間)の受講が必要です。2歳以上の託児を行います。託児申し込みは3日前までにセンターへ。

(申し込み・問い合わせ)ファミリー・サポート・センター ☎(3480)1587(火・土曜日午前10時～午後6時)へ。

■子どもボランティアスクール参加者募集
【日時】1月28日(土)午後1時～3時(会場)あいとびあせンター(対象)小学校1～6年生(定員)30人(内容)インドやパングラデュの文化などを学びます
(申し込み・問い合わせ)こまえボランティア・センター ☎348(0)294へ。

スポーツ

■市民総合体育館停電

1月19日(木)は、午前10時まで停電のため受付事務はできません。
(問い合わせ)体育課 ☎(3430)1141

図書館

上和泉地域センター

☎(3489)9101

■上和泉おはなし会(日時)0歳からの部午後3時15分から・4歳からの部3時45分から・16日(月)(絵本)ずいといとんさん・むしばミュータンスのぼうけん・おむすびころりん 23日(月)(絵本)しっぽのはたらき・おさる日記・はいろひめさまかぞえうた 30日(月)(絵本)つるによろぼう・こめんなさい・えをかく



南部地域センター

☎(3489)2150

■なんぶおはなし会(日時)1月20日(金)午後3時から(対象)幼児・小学校低学年(絵本)スノーホーの白い馬(紙しばい)ふくらうのそめものや(折り紙)はねる馬

公民館

西河原公民館

☎(3480)3201

■こまえ市民大学・女性問題講座「いま、『家族』に何が必要か？」(日程・内容)別表(時間)午後2時30分～4時30分(受講料)800円(全4回分)(定員)20人

日程	内容	講師
2月8日(水)	変わってきた家族、いろいろな姿(たち)―制度的家族から、こころのむすびつきを大事にとらえる家族へ―	井上匡子さん(神奈川大学助教授)
2月15日(水)	家族制度と私たちの意識―法律や制度は私たちの意識をどのようにつくってきたか―	
3月1日(水)	いま、『家族』に何が必要か…Ⅰ―生活を共にする人と人とのつながりとしての家族―	小沢牧子さん(著述家)
3月8日(水)	いま、『家族』に何が必要か…Ⅱ―3回目の問題提起を受け、受講者も参加して話し合う―	

中央公民館

☎(3488)4411

■狛ブー(青年教室)「天職ってなあに？」学習会(日時)1月21日(土)午後6時～8時(ゲスト)北田敬三さん(調理師)

子育て



和泉児童館

☎(3480)1441

■ひまわりリトミック(日時)1月25日(水) Aクラス午前10時から Bクラス午前11時から(対象) Aクラス2歳児、Bクラス3歳児以上(定員)各30組(申し込み)16日(月)から

■墨絵を描こう(日時)1月23日(月)午後3時30分～4時30分(対象)小学生(定員)先着10人



岩戸児童センター

☎(3489)5414

■もちつき大会「つきたてのおもちを食べよう」(日時)1月28日(土)午後1時30分～3時(2時30分受け付け終了)(対象)小学生(参加費)50円(持ち物)お皿・おはし(申し込み)26止)



日(木)まで(電話不可)

子ども家庭支援センター

☎(5438)6606

■たんぼおもちつき「つきたてのおもちを食べよう」(日時)1月28日(土)午前11時～正午(対象)乳幼児親子(参加費)50円(持ち物)お皿・おはし(申し込み)26日(木)まで(電話不可)

■子育てゼミナール連続講座「Nobody's Perfect」(日時)2月13日(月)・18日(土)・20日(月)・25日(土)・27日(月)・3月4日(土)午前10時～正午(原則全回出席)(対象)0歳から3歳までの子どもを育てている方(内容)子どものしつけの悩みなどを体験型で学習します(定員)先着8人(保育あり)(参加費)2000円・保育3000円(申し込み)1月16日(月)から

駄倉保育園

☎(3489)5415

■豆まき(日時)2月2日(木)午前9時40分～11時



狛江市役所

☎(3488)1231

■園庭開放(日時)1月19日(木)午前10時～11時(雨天中止)